

# 税金よもやま話

第  
135  
回東京地方税理士会 藤沢支部  
宇久田秀雄

## 役員報酬決定と議事録

今回は役員報酬の決定について「よもやま話」的にお話ししたいと思います。法人会会員企業様におかれましては役員報酬決定について毎期処理を行ってこられていますのでご存知なことが多いと思いますが、お付き合いいただければと思います。



### (1)役員とは…?

まずここでいう役員報酬の「役員」とは誰のことでしょうか…? 会社法329条で定める役員とは取締役、会計参与、監査役です。代表取締役という役職はほとんどの株式会社で設置していると思いますが、常務取締役、専務取締役などの役職を設けている会社もあると思います。こういった代表、常務、専務も会社法329条の取締役です。

合同会社では出資者を「社員」として登記していると思いますが、この「社員」は一般的にいう「会社員」ではなく、合同会社の経営者に当たりますので上記取締役等と同様に「役員」と考えます。

### (2)役員報酬とは…?

役員報酬とは上記(1)の「役員」が職務執行の対価として受け取る報酬等です。この報酬等は毎月の給与のほか、賞与その他の経済的利益を含みます。

### (3)役員報酬の決定機関

会社法第361条1項では取締役の報酬等は定款に定めていないときは株主総会の決議によって定めるとしています。役員報酬の金額を定款に記載しているケースは少ないとと思われますので株主総会が役員報酬の決定機関と考えてよいです。取締役会を設置している会社では株主総会で役員報酬の総額を決定し、各取締役の報酬等の内訳は取締役会で決定していることが多いですが、取締役会非設置が認められた平成18年5月以降は株主総会において各取締役の内訳まで決定している会社が多くなっています。

通常この役員報酬を決定する株主総会は定期株主総会です。つまり株主から決算の承認を得る総会のときに役員報酬に関する議案も決議することになります。必要なときは役員報酬の決定を臨時株主総会で決議することがありますが、これは役員に変更があったとき（新たな取締役の就任や代表等の役職の変更があったときなど）や設立年度である場合などです。

会社法第318条ではこの株主総会の議事録の作成と保管を義務付けています。この保管のことを「備付け」と言っていますが、この備付期間は本店の場合10年間です。このように法律上でも作成・保管が定められておりますが、この議事録は社会保険事務における標準報酬月額算定時や、法人税の税務調査などで提示を求められることがありますので、株主総会議事録は必ず毎期作成し保管をするようにしてください。

### (4)法人税法上で損金算入となる役員報酬（経費扱いになる役員報酬）

「損金」という言葉は法人税法上での「費用」という意味です。法人税法ではこの損金とができる役員報酬を定期同額給与、事前確定届出給与、業績運動給与の3つに分類しています。業績運動給与については株式を公開していない非上場会社は適用外となりますので、ここでは定期同額給与と事前確定届出給与の二つについてお話ししていきます。

#### ①定期同額給与

この定期同額給与は簡単に言えば役員の毎月のお給料です。1か月以下の単位で定額にて支払われるもので、通常は職務執行期間（定期株主総会から次の定期株主総会までの期間）中は金額の変更はできません。取締役の役職の変更や業績悪化の場合などのやむを得ない事由のときは変更が認められる場合もありますが原則変更なしとお考えください（このやむを得ない事由での変更があるときも臨時株主総会議事録の作成・保管が必要です）。

#### ②事前確定届出給与

事前確定届出給与は「職務執行期間中のこの日にいくら支払います」といった内容を所轄税務署へ事前に届出しておいて、その届出書に記載した通りに役員報酬の支払いと記帳が行われれば、法人税法上において損金と認められるというものです。言い換えれば、役員に対する賞与を事前に届出してその通りに支給すれば経費にできるということです。ここでの「事前」とは職務執行前という意味で、その届出の期限は役員報酬決定から原則1か月以内とお考えください（紙面の都合上届出書の記載方法等の説明は省略させていただきます）。ここで損金算入という点で重要なことは、届出書に記載した支給日に届出書に記載した通りの金額で支給するということです。記載した金額と異なる額での支給は損金算入が認められなくなります。

近年筆者自身が立ち会っている税務調査では、この事前確定届出給与の届出書の提出がされていた場合に、その手続きや処理が適正にされているかの確認（特に議事録の確認）が増えているように感じています。またこの事前確定届出給与は業績なども予測しながら支給額を検討し事前に届出ておくことになりますので、業績が予測通りでなく支給できないといった事態も発生します。このときは必ず支給日到来前に臨時株主総会の決議として事前確定届出給与の全額不支給の決議を行った議事録を作成してください（役員報酬の受領辞退による「債務免除」とみなされないため）。今年2月に筆者が立ち会った税務調査では実際にこの不支給を決議したときの株主総会議事録の提示を求められました（議事録文書ファイルの作成日時まで確認されました…）。

### (5)まとめ

今回は毎期発生する役員報酬についてお話しさせていただきました。株主総会等の議事録の大切さを改めてご認識いただけますと良いと思います。役員へ支給するものとして毎期発生する役員報酬以外でも役員退職慰労金や見舞金などがあると思います。これらについても株主総会議事録や社内規程が根拠資料となりますのでご注意ください。また議事録の大切さは役員報酬に限りません。法人で行う重要な取引（不動産の売買、自社株や関係会社株式の売買、会社と取締役の間での金銭の貸し借り等…）が発生する場合など、特に同族会社では議事録の根拠資料としての重要性が高くなりますので皆様今一度ご確認いただければと思います。